

## ◎東日本大震災復興特別区域法の一部 を改正する法律

(平成二六年五月一日法律第三二号) (衆)

### 一、提案理由(平成二六年四月一七日・衆議院本会議)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

復興事業に係る用地の取得に関しては、所有者の所在が不明である事例や、相続登記が未了であり多数の相続人との交渉が必要な事例が多くありますが、このような事例は土地収用制度を活用して解決することが可能であり、政府においても、用地取得加速化プログラムを取りまとめ、土地収用手続の期間の短縮を図ってきているところであります。

本案は、土地収用制度をさらに活用し、用地取得の一層の迅速化等を図るため、法制度面において所要の手当てを行うもので、その主な内容は、

第一に、土地収用手続における事業認定手続期間の努力義務

について、二月以内とすること、

第二に、収用等に係る裁決手続について、裁決申請段階における記載事項や添付書類を簡素化すること、

第三に、土地収用法の緊急使用について、使用期間を一年に延長するとともに、収用委員会に対して早期の収用裁決の努力義務を設けること、

第四に、五十戸以上五十戸未満の集団住宅等の整備事業を収用対象とすること、

第五に、大規模災害からの復興に関する法律においても同様の改正を行うこと  
等でありませう。

本案は、昨十六日の東日本大震災復興特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、東日本大震災の被災地における復興整備事業の用地取得の更なる迅速化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

## 二、参議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二六年四月二三日)

○蓮舫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法の規定による裁決申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、及び緊急使用の期間を一年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、当該事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこと等をするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院東日本大震災復興特別委員長秋葉賢也君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。